

令和8年度群馬県子ども・若者総合相談センター運営事業
補足説明

No	項目	回答・補足説明
1	仕様書「10(1)人員配置」について	事務員の相談員との兼任は「相談員の人数が4名以上の場合」とします。 例1：相談員3名、事務員1名 例2：相談員4名（うち1名は事務員兼務） （子若センターの総人員は4名以上）